

議 事 録 抄 本

令 和 3 年 6 月

福崎町農業委員会

令和3年6月農業委員会議事録抄本

日時：6月22日(火) 15:00～15:20

場所：福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 松岡課長、中塚事務局長、豊國主事

【欠席者】・・・なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡繁克
4番 松岡 忠幸	11番 吉高 平記

【署名人】

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 6 月定例会を開催します。

本日の欠席委員はありません。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭
----------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第 13 号から議案 15 号に至る 3 議案、報告事項 3 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第13号	農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について	(委員会証明)	1件
議案第14号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	(委員会許可)	1件
議案第15号	農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について	(知事許可)	1件
報告第1号	農地使用貸借の合意解約通知について		4件
報告第2号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について		3件
報告第3号	会長専決処理規程第4条に基づく市街化区域内転用届出処理について		2件

(事務局担当) 令和3年6月議案説明

議案第13号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明)

7番：資料7ページをご覧ください。願出地は八千種小学校の東約150～250mに位置

しています。8 ページ・9 ページの地籍図、19 ページの現況写真及び 20 ページの航空写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、農地でないことが確認できます。

この願出地については、平成 11 年 5 月の航空写真にてその当時から山林であることを確認しました。20 年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

7 番：資料 10 ページをご覧ください。申請地は長池から南東へ約 160m のところにあります。11 ページの地籍図、19 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、贈与による所有権移転です。

渡し人の〇〇さんは町外に住んでおり、農地を手放したいと考えていたところ、今回の申請地の耕作者である〇〇さんと話がまとまりました。ほ場整備完了区域であり、1 区画に複数人が換地されているほ場で、〇〇さんが一体的に耕作されています。

受け人の〇〇さんは町内で約 9 町 7 反の水稻、野菜の作付を行っております。取得後は水稻の作付をしていくとのことでした。

トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式も所有しており、取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 15 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可)

2 番：資料 12 ページをご覧ください。申請地は、八千種小学校から南へ約 120m のところにあります。13 ページに地籍図、14 ページに計画配置図をつけており、農業用倉庫や苗置き場を示しています。19 ページの現況の写真も合わせてご覧ください。この申請は、申請人である〇〇さんが自己所有地に農業用倉庫を建設するための農地転用です。申請者である〇〇さんは所有地・借入地併せて 1 町 3 反の農地を耕作しており、乾燥機や冷蔵庫等も購入したいと考えています。

計画面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第 4 条の許可要件は満たすものと考えます。

続きまして、報告事項であります。

報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

使用貸借の合意解約通知が 4 件出ていますので報告いたします。

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 1 件、耕作面積証明書を 2 件、発行

したことを報告します。

報告第3号 会長専決処理規程第4条に基づく市街化区域内転用届出処理について

7番8番：〇〇が田尻地区で分譲住宅用敷地19区画分を計画し、開発許可を令和3年5月11日付けで受け、会長専決処理規程に基づき農地法第5条による市街化区域内農地の転用受理を行ったことを報告します。資料15ページ位置図、16ページ・17ページに地籍図、18ページに計画配置図をお示ししています。

説明は以上となります。

(議長) 議案第13号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡委員) 7番 願出地は八千種小学校の東約150～250mに位置しています。現地では、竹や木等が生い茂っていることを確認しました。19ページの現況写真及び20ページの航空写真にてご確認ください。

調査班では、少なくとも20年以上前から山林となっているものと判断をいたしております。委員会による非農地証明要件に合致するものと考えます。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第13号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡委員) 7番 申請地は長池から南東へ約160mのところにあります。現地は1区画を複数人で所有しているうちの1筆で、一体的に田植えがしてあることを確認しました。19ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、〇〇さんが、耕作する農地を取得するものです。現地調査を行ったところ、現在もしっかり管理がされており、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第15号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松岡委員) 2番 申請地は八千種小学校から南へ約120mのところにあります。現地では、進入路と建築用地の場所を確認しました。建築用地について農地としてきちんと管理されていることを確認しました。資料19ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、〇〇さんが自己所有地に農業用倉庫を建設するための農地転用です。現地調査を行ったところ、周辺農地に及ぼす影響も少なく、特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第15号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可)1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第13号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、討論はありませんか。

(三木委員) 20ページの航空写真について、周りが山林のようになっていますが、周辺の地目は山林になっていますか。

(事務局) 周りの地目は畑です。

(三木委員) 今回はここだけですか。ついでに周辺の土地も申請するとかはないのか。

(事務局) 今回申請があったところは3筆のみです。申請があれば受付します。いろいろな意見があり、農業委員会で非農地と判断した土地を町が嘱託登記で地目変更できるようになっていますが、今まで個人で非農用地を証明する書類をとってもらって申請していただいているので、今までのやり方を踏襲して申請を出してもらっています。

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第13号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第13号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、証明することといたします。

(議長) 次に、議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第15号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第15号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第15号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可)1件について、県へ進達することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

(議長) ないようですので、以上で、本日提案しました議案についての審議を終了致し

ます。

< 15 : 20 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・7月20日（火曜日）15時00分から

署名 人	上阪 英仁
署名 人	加瀬澤 智昭